

日本人口学会旅費規程  
(日本人口学会理事会定め)

会員の理事会および委員会への出席を助成するため、本学会は予算の範囲内で旅費を支払うことができる。旅費の支出は次の基準による。

- (1) 理事および監事が理事会に出席する場合（但し年次大会時の理事会は除く）、往復分の実費を支給する。
- (2) 大会運営委員長が理事会ならびに大会企画委員会に出席する場合、往復分の実費を支給する。
- (3) 委員および幹事が委員会に出席する場合の旅費は、大会企画委員会は往復交通費、その他の委員会は原則として片道交通費とする。

上記いずれの場合も交通費は、開催地から片道 100km 以上の距離を超える場合とし、直近の空港（特急停車駅）間の通常交通運賃または JR 特急運賃に相当する金額とする。

2000年 2月 19日 発効  
2004年 3月 6日 1次改正  
2010年 11月 13日 2次改正  
2018年 10月 21日 3次改正